

令和7年度 千葉市男女共同参画センター 事業計画書

千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体・千葉市男女共同参画センター担当

公益財団法人千葉市文化振興財団

(令和7年3月)

千葉市ハーモニープラザ事業業務計画（千葉市男女共同参画センター事業計画）

目 次

1 基本方針	2
2 管理体制	3
(1) 責任体制(組織)	3
(2) 人員配置、業務分担	3
(3) 業務体制	4
(4) 緊急時の体制	4
(5) 情報の公開	5
(6) 文書管理	5
(7) 個人情報の保護	5
3 年間計画	5
(1) 休館日、開館時間	5
(2) 事業内容	6
(3) その他	9
4 モニタリング	10
(1) モニタリング実施計画	10
(2) 自己評価計画	11
5 自主事業計画	11
6 その他	11
7 令和5年度千葉市男女共同参画センター事業体系図	12

【別添資料】

1 千葉市男女共同参画センター業務責任者及び職務代理者	13
2 千葉市男女共同参画センター業務体制	14
3 千葉市男女共同参画センター再委託業務一覧表	15

千葉市ハーモニープラザ事業業務計画（千葉市男女共同参画センター事業計画）

千葉市ハーモニープラザ設置管理条例（平成11年9月24日条例第33号。以下、「条例」という。）第2条第1項第4号で設置された、千葉市男女共同参画センター（以下、「センター」という。）について、同第3条で定める事業及び第5条で定める業務を、指定管理者である公益財団法人千葉市文化振興財団（以下、「財団」という。）が確実に履行します。

また、公の施設であることを常に念頭に置き、日頃からサービスの向上を図るとともに、効果的・効率的な運営を行い、施設の有効利用の促進に努めます。

1 基本方針

（1）施設の理念と使命

千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」の形成を推進することを使命とし、社会の変化に柔軟に対応しつつも中立の立場で安定して公平な事業の推進と施設管理を実施します。

（2）センターの運営方針

第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン（以下、「プラン」という。）に基づき、千葉市の男女共同参画施策を推進します。

（3）総合的な事業展開

千葉市の男女共同参画推進の拠点施設として、情報資料センター、セミナールーム、ワークルームなど施設の特徴を活かした情報企画展示や男女共同参画講座等を実施するほか、市内各所での関係機関・施設等との連携によるサテライト講座や教育機関・地域・団体等の要請に応える出張講座を積極的に実施するなど、幅広い事業展開を図ります。

（4）男女共同参画に関する活動の支援、協働と連携

市民や市民団体の男女共同参画に関する自主的な活動を支援するとともに、団体等の活動・活性化を促し、人材育成に資する講座を実施します。また、「千葉市男女共同参画週間（12月の1週間）」等においては、市民・団体等の企画する講座や啓発交流事業を実践します。

また、市内の企業・事業所等とも適切に連携することで、ワーク・ライフ・バランスやダイバーシティマネジメントの推進に貢献できるよう取り組みます。

(5) 自主事業の実施

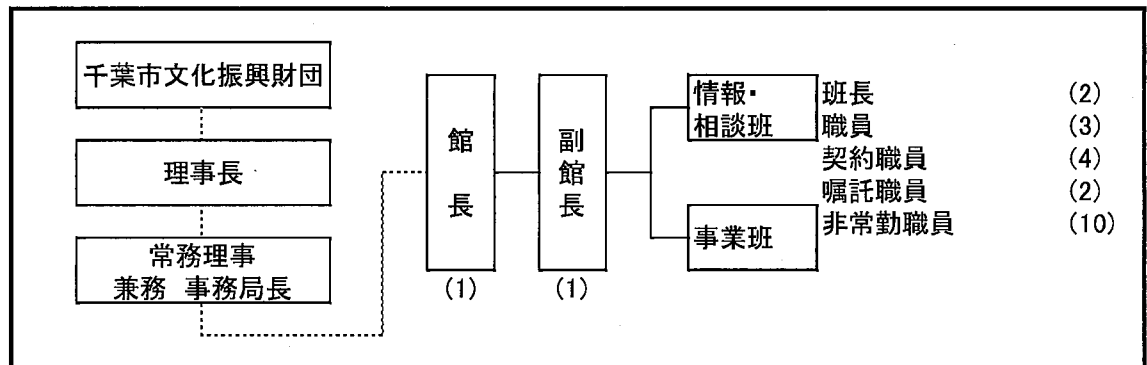
男女共同参画センターの取組を周知し、男女共同参画に関する情報提供や専門的スキルの向上等に向けた学習機会提供のため、市民が参加しやすい有料講座等を実施します。

2 管理体制

(1) 責任体制(組織)

ア 組織

館長以下がセンターにて勤務



イ センター業務責任者及び職務代理者

別添 1 のとおり

(2) 人員配置、業務分担

ア 職員人員配置は次のとおりです。()内は前年度(令和6年度)人数。

職員数	23名(23名)
(内訳)	
館長	1名 (1名)
副館長	1名 (1名)
情報・相談班 職員	2名 (2名)
有期契約職員	3名 (3名)
非常勤嘱託職員	2名 (2名)
非常勤職員	7名 (7名) 情報資料センター
事業班 職員	3名 (4名※内1名は副館長兼務)
有期契約職員	1名 (1名)
非常勤職員	3名 (3名) 一時保育

イ 業務分担は次の表のとおりです。

職 名	事務・事業名
館 長 (1名)	1 センター総括業務
副館長 (1名)	1 館長業務の補佐 2 防火管理に関すること 3 指定管理に関すること
情報・相談班 (職員2名、 契約職員3名)	1 センターの経理・労務に関すること 2 センターの施設管理に関すること 3 センターの広報宣伝に関すること 4 千葉県ハーモニープラザ各委員会、共同事業体の事業に関すること
事業班 (職員3名 契約職員1名)	1 男女共同参画社会形成事業に関すること 2 その他男女共同参画社会の形成に関すること

(3) 業務体制

別添2のとおり実施します。

(4) 緊急時の体制

センターでは、利用者や職員の身体・生命、市の財産及び個人情報等を守ることを最重点事項と位置付け、マニュアル・基本方針を整備し、必要な体制を敷いて常に万全を期して参ります。

また、事故・災害・トラブル等発生時は、市・財団本部・千葉県社会福祉協議会（ハーモニープラザ管理担当）に迅速に報告します。

センターにおける事故については、事故処理後報告書の速やかな提出とともに再発防止に向けた取組みを実施します。

ア リスク管理

地震・風水害等の自然災害や火災事故・犯罪などの未然防止、被害軽減を目的に「千葉県男女共同参画センター危機管理マニュアル」を整備し対応します。

災害時には、千葉県ハーモニープラザ管理運営共同事業体構成団体と迅速な連携をとりつつ人命を最優先に守ります。また、男女共同参画の視点から見た災害時の対応について体制の整備を進めるほか、災害時における相談業務が途切れることのないよう態勢を整えます。

イ 情報機器の危機管理対策

「公益財団法人千葉市文化振興財団情報セキュリティ対策基本方針」及び「公益財団法人千葉市文化振興財団情報セキュリティ対策基準」を整備し実施しています。

センターでは、情報資料センター利用者の管理を「図書管理システム」により運用し、情報資料センターでの資料管理や貸出・返却処理を適切に管理します。また、事務処理等では、財団独自で導入した会計管理システム等を使用して業務の迅速化を図っています。

また、利用者の登録データ等においては、情報の漏洩、改ざん等を防止するため、財団のシステムにファイアーウォールを設けるとともに各端末にウィルス対策ソフトを導入、USB 端子を無効化しています。

登録・保存されたデータはバックアップを毎日更新し、障害発生時の迅速な復旧体制を整えております。

(5) 情報の公開

情報の公開については、「公益財団法人千葉市文化振興財団情報公開規程」及び「千葉市男女共同参画センター指定管理者情報公開事務処理要領」に則り、開示の申し出を受けた場合、適切に開示します。

(6) 文書管理

文書の管理については、「公益財団法人千葉市文化振興財団文書取扱規程」に従い、適切に処理します。文書主任が文書収発簿により、常にその取扱いの経過及び所在を明確にするとともに、事務が適正かつ迅速に行われるよう処理及び管理を行います。

(7) 個人情報の保護

ア 個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」に従い、適切に処理します。

イ 「個人情報保護責任体制」を整備し、個人情報保護責任者の明確化を行います。

3 年間計画

(1) 休館日、使用時間

ア 休館日

毎週月曜日・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）・年末年始（12月29日～1月3日）を休館とします。

また、千葉市が管理上必要があると認めたときは、協議の上、変更します。

イ 開館時間

センター施設の開館時間は原則として9時から21時までとし、日曜日のみ9時から17時15分までとします。

(2) 事業内容

男女共同参画社会の形成を推進するための拠点施設として、千葉市男女共同参画ハーモニー条例及びプランに基づき男女共同参画社会の早期実現に向けた事業を積極的に推進します。

市民一人ひとりが、豊かでいきいきと暮らせる活力ある男女共同参画社会の実現に向け、女性のみならず男性への意識啓発にも重点を置き、男女がともに気軽に参加できる研修学習等、以下ア～オの5つの事業を主軸に展開し市民の学習や活動を支援するとともに、男女共同参画社会への理解を深める取組みを実施します。

ア 調査・研究事業

男女共同参画の推進状況を把握し、市の施策の基礎資料とするため、当該分野における現状と課題を調査・研究します。

令和7年度の調査研究事業は「配偶者等における暴力に関する調査」を予定しています。

男女共同参画社会の実現のための具体的な施策に活かすことができるよう、内容については市参画課との協議の上決定します。

イ 情報収集・提供事業

社会の変化に柔軟に対応しつつ、男女共同参画社会の形成等に関する資料を公平で幅広い視野で選択し、情報資料センター機能を中心に情報発信を行います。

主催事業に関連した図書資料の展示や、情報展示コーナー・交流コーナーを活用した男女共同参画に資するテーマの企画展示・情報提供を積極的に行い、ホームページやSNS等でも情報発信するとともに、女性活躍推進のための就労支援に関連する情報スペース「しごと応援ナビここ」の充実を図ります。

内閣府の「国男女共同参画週間」(6月23日～29日)及び「市男女共同参画週間」においては、男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発のための特集展示や関連事業を実施します。

また、事業推進に向けては、千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体構成団体と連携・協力してまいります。

ウ 相談事業

性別に関わる固定的な意識などに起因する課題や悩み、生き方やハラスメント、からだの悩みや不安な気持ち、DVなどについて伺い、自ら解決の糸口を見つけるための相談に相談員が応じます。なお、相談内容の秘密は厳守するとともに、関係機関に関する情報等を提供し、相談者の心の整理を支援します。さらに、働く女性を支援するためキャリア相談を実施します。また、千葉市男女共同参画センターホームページ上にチャットボットを設置し、相談時間外でも相談者に適切な相談先を案内できるようにしてまいります。

配偶者暴力相談支援センター及び性暴力被害者支援のため関係機関等との連携を図るとともに、災害時にも相談業務が継続できるよう、市の要請を踏まえ、市が協定を締結している団体とも連携してまいります。

【ハーモニー相談(女性向け)】(面接相談等は原則予約制)

毎週火～金曜日：10時～20時、毎週土・日曜日：10時～16時

女性相談員が、電話または面接による相談に対応し、市の弁護士相談等との連携を図るとともに、働く女性を支援するための「女性のためのキャリア相談(面談)」を実施します。また、相談にこられる方が安心して相談できるよう、相談室内には緊急避難対策を講じるとともに、安全への十分な配慮を行います。

なお、相談者からはアンケートをとり、改善を図りながら市民が利用しやすい場所として提供していきます。

【男性電話相談】(電話のみ・予約不要)

毎週金曜日：18時30分～20時30分

男性の公認心理師等が、家庭や仕事・生き方や人間関係、心や体の事など誰にも相談できずに悩んでいる方への情報提供・支援を行います。

エ 研修・学習事業

男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発のため、40以上の講座を企画・実施します。なお、全体の半数以上をセンターのサテライト事業として、関係機関や学習施設等市内各所の外部会場で実施し、地域や教育機関などと連携してまいります。また、子育て中の方の社会参加支援の観点から、学習時の一時保育を実施します。さらに、「国男女共同参画週間」においても、男女共同参画社会形成促進を図り、啓発するための事業を実施します。

オ 交流・啓発事業

市長が別に定める「市男女共同参画週間」には、男女共同参画週間事業として、「ちば男女・みらいフォーラム2025」を開催します。その中で、男女共同参画に関する内容の各種事業を企画・実施するとともに、フレンドシップ登録団体等との連携企画や発表の場などを提供します。

また、市民が気軽に参加できる男女共同参画や人権等に関する啓発機会として、映像資料を活用した「映像セミナー」の開催や、現代的課題の多様なテーマについて自由に話し合える場として参加できる「ハーモニーサロン」を実施します。

そのほか、センターが行う各種事業について、幅広く市民に周知するため「千葉市男女共同参画センター通信さんかく」を年6回発行し、男女共同参画社会の形成について、市民等の理解を深めるために男女共同参画情報誌「みらい」を年2回発行します。

「市男女共同参画週間」には、パネルによる特集展示等を行います。こうした幅広い啓発・交流の機会提供やフレンドシップメンバー制度（団体・個人）を通じ、人材育成や市民活動への支援に繋げてまいります。

カ 施設管理業務

① 情報資料センター（A棟1階）

センターの利用受付窓口として、来館者の問い合わせや要望に誠意をもって対応します。カウンター窓口では、センターの主催講座等に関する情報提供と申込受付及び情報資料センターの利用案内などを行うとともに、資料の貸出・返却のほか、レファレンスや情報検索の支援を行うなどのサービスを提供します。

男女共同参画社会の実現を目指し、様々な活動をしている市民を支援する目的で、男女共同参画等に関する情報を収集・提供します。約50,000冊の図書・行政資料・雑誌や、DVDなどの視聴覚資料の管理・収集に努めるとともに、プランの4つの基本目標に関する資料を閲覧しやすいよう配置し、閲覧スペースを設けます。

絵本や児童書は低書架とし、安全に配慮した見通しの良い場所にスペースを設け、親子での利用促進を図ります。

なお、利用者の利便性の向上のため、貸出資料の返却場所を財団管理施設（千葉市民会館・千葉市文化センター）に設置しています。

② 交流コーナー（A棟1階）

少人数のグループミーティングなどに使えるオープンスペースとして、また、フレンドシップメンバー登録者相互の交流の場として運用し、隣接する情報展示コーナーとともに、「しごと応援ナビここ」など各種情報提供のスペースとしても活用していきます。

③ 情報展示コーナー（A棟1階）

男女共同参画週間関連の特集展示や男女共同参画に関わるテーマの企画展示を実施し、啓発に努めます。

④ セミナールーム（A棟2階）

年間を通して、各種主催講座等を実施します。

⑤ ワークルーム（A棟2階）

主催講座受講生及び参画センター利用者、相談室利用者等を対象に、一時保育を実施する際に利用するほか、主催講座の実施場所としても活用します。一時保育を行う場合は、有資格者を配置し、育児中でも安心して参加できるよう配慮します。

（3）その他

ア 職員研修

多様な業務機能を担う施設管理者として、また、男女共同参画推進事業を展開する組織として、職員一人ひとりの資質や知識をさらに高めるため、各種研修等へ積極的に参加し専門的知識の習得とスキルアップを図ります。また、日常の業務を通じた職場内研修に取り組みます。

- ・内閣府、国立女性教育会館、千葉県・市、全国女性会館協議会等研修・セミナー
- ・千葉市外郭団体協議会主催研修、外郭団体間の交流研修等
- ・普通救命講習、接遇研修、個人情報保護研修等

イ 施設維持管理

施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設を適正な状態に維持することを目的に、以下の事項を基本方針として維持管理業務にあたります。

- ① 関係法令等を遵守します。
- ② 施設が有する機能及び性能等の保持に努めます。
- ③ 創意工夫やノウハウの活用により、合理的かつ効率的な業務実施に努めます。
- ④ 施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ちます。

ウ 備品等保守管理業務

① 備品

施設の運営に支障をきたさないよう備品の管理を行い、備品台帳を作成し、破損不具合等が発生したときは速やかに報告を行うとともに、市と協議の上、適切に対処します。

② 事務備品

施設の運営に支障をきたさないよう備品の管理を行い、備品台帳を作成し、破損不具合等が発生したときは速やかに報告を行います。

③ 消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品を適切に管理し、必要に応じ補充します。

④ 大型備品

施設運営に支障をきたさないよう破損・不具合等が発生した際には速やかに報告します

⑤ 施設保全業務

施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努めます。また、建築物や設備等に不具合を発見した際には、速やかに報告を行うとともに、市と協議の上、適切に対応します。

⑥ 施設、設備の修繕

施設、設備の修繕については、軽易な修繕の必要な箇所が発生した場合には、迅速に対応します。不具合を発見した際には、速やかに報告を行うとともに、市と協議の上、適切に対応します。

4 モニタリング

(1) モニタリング実施計画

ア センター主催事業実施時のアンケート調査

受講・参加後にアンケートを実施し、より率直な意見・要望を伺うことにより、利用者満足度を向上させるためのデータとし、以後の講座企画及び改善策として活用します。

また、居住地や情報入手ルート、利用交通機関なども含めて調査・分析することで、事業の告知・宣伝方法など多様な面に活かしていきます。

① 研修・学習事業の講座受講者へのアンケート調査

② 交流・啓発事業の「男女共同参画週間関連事業」や、「映像セミナー」「ハーモニーサロン」の参加者へのアンケート調査

③ 自主事業の参加・受講者へのアンケート調査

イ ハーモニー相談室の利用者からのアンケートを実施、利用者の意見を収集し、相談事業改善の参考とするとともに、相談者の問題解決と心の整理を支援する場所としての環境向上に努めます。

ウ 施設利用者からのアンケート等を実施して利用者の意見を収集し、今後の施設の整備や事業に反映します。

エ 収集した情報は、職員ミーティングで報告し、全員で共有するとともに対応策を話し合い、サービスの向上に努めます。

(2) 自己評価計画

管理運営事業の全てを対象にその必要性・効率性・有効性・公平性を視点に、「月次報告自己評価シート」により評価し、毎月市へ報告するとともに、事業のありかた、見直しのポイント、継続の有無、新規事業の立ち上げ等に活用します。

5 自主事業計画

講座・イベントなどの開催（有料）

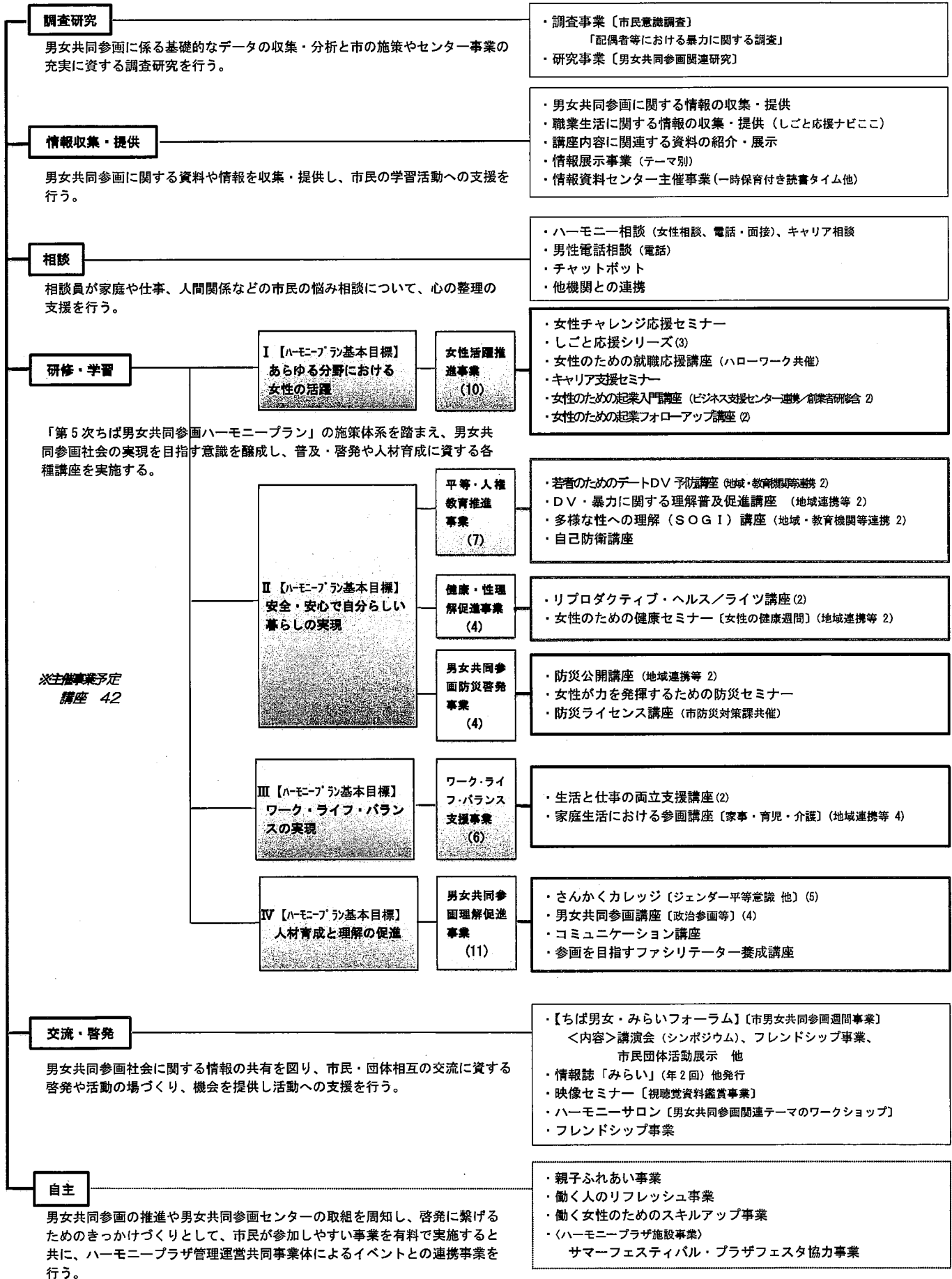
男女共同参画センターの機能・取組の周知や情報提供等に繋げるため、多様な市民が参加しやすい事業を開催します。

6 その他

再委託について

専門的業務、若しくは業務の一部を再委託することにより、効率性の向上及び支出の削減が見込まれるため、基本協定書第17条に基づき、「再委託業務一覧表」（別添3）のとおり業務を再委託します。

令和7年度 千葉市男女共同参画センター事業体系図



【別添 1】

千葉県男女共同参画センター
業務責任者及び職務代理人

- 1 業務責任者を次のものとする。
館 長 後藤 啓之

- 2 職務代理人を次のものとする。
副館長 中村 裕美

千葉市男女共同参画センター業務体制

職 名	担 当 業 務
館 長	センター業務の総括
副館長	館長の補佐 ハーモニープラザ事業運営及び指定管理に関する事
[情報・相談班] ○経理・労務に関する事 ○施設管理に関する事 ○広報宣伝に関する事 ○ハーモニープラザ各委員会・共同事業体の事業に関する事	
職 名	担 当 業 務
職員 2名	指定管理業務に関する事 調査研究事業に関する事 情報収集提供事業に関する事
契約職員 3名	相談事業に関する事 事業報告書作成に関する事 センターの予算決算に関する事
非常勤嘱託職員 2名	センターの経理・労務に関する事 参画センター通信「さんかく」、メールマガジン、ホームページ等の広報宣伝に関する事
非常勤職員 7名	ハーモニープラザ各委員会、共同事業体の事業に関する事
[事業班] ○男女共同参画社会形成事業に関する事 ○その他男女共同参画社会の形成に関する事	
職員 3名	研修学習事業に関する事 交流啓発事業に関する事 情報誌「みらい」に関する事
契約職員 1名	一時保育に関する事 自主事業に関する事
非常勤職員 3名	ハーモニープラザ各委員会、共同事業体の事業に関する事

千葉市男女共同参画センター 再委託業者(予定) 一覧表

委託業務名	回数	業務内容
ハーモニー相談業務委託	通年(火～日)	ハーモニー相談室における専門女性相談員による相談員の配置
女性のためのキャリア相談	月1回	産業カウンセラーによるキャリア相談業務
男性相談業務委託	通年(週1回)	公認心理師による男性相談員の配置
調査に係る業務委託	年1回	調査業務、アンケート調査票作成、データ集計、分析業務報告書原稿作成に関する業務委託
機密文書等廃棄業務委託	年1回	機密文書等廃棄業務
情報誌「みらい」作成委託	年2回	情報誌「みらい」1回5,000部発行に関する、編集・レイアウト・デザイン・印刷等
千葉市男女共同参画センター通信さんかく作成委託	年6回	講座ニュース1回4,000部発行に関する、編集・レイアウト・デザイン等
ちば男女・みらいフォーラム広報媒体制作委託	年1回	パンフレット・ポスター、特設サイト制作
電動書棚保守点検委託	年1回	情報資料センター閉架内に設置している電動書棚保守点検
コピー機保守点検業務委託	通年	事務所等のコピー機の保守点検
講師委託	随時	講座・イベントなどの出演者は通常謝金として支払うが、会社等に所属している場合委託として契約する場合がある。
図書装備業務委託	随時	情報資料センター購入図書の装備委託業務
図書MARC作成業務委託	随時	情報資料センター購入図書のMARC作成委託業務
図書システム保守・サポート業務委託	随時	情報資料センター図書資料システムの運用における保守・サポート業務
ビデオ会議システム運用サポート業務委託	随時	ビデオ会議システム運用・サポート業務
情報機器保守業務委託	随時	情報機器ウィルス対策用ソフト更新・運用サポート業務

契約については公益財団法人千葉市文化振興財団契約規程に基づき、適切に執行します。

令和7年度
千葉市ハーモニープラザ
千葉市男女共同参画センター
収支予算書

千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体・千葉市男女共同参画センター担当

公益財団法人千葉市文化振興財団

(令和7年3月)

1 総括表

(1) 収入

(単位：千円)

項 目	令和7年度		合計	備考
① 指定管理料 (A)	135,511		135,511	
② 利用料金収入 (B)			0	
小計	135,511		135,511	
③ 自主事業による収入	1,101		1,101	
項 目 受講料収入	1,101		1,101	
小計	1,101		1,101	
合計	136,612		136,612	

(2) 支出

(単位：千円)

項 目	令和7年度		合計	備考
① 管理運営費	120,574		120,574	
項 目 人件費	85,662		85,662	
事務費・管理費	18,077		18,077	
委託費	16,835		16,835	
② 事務局案分経費	14,937		14,937	
管理運営経費①+② (C)	135,511		135,511	
③ 自主事業費	1,101		1,101	
事業名				
小計	1,101		1,101	
合計	136,612		136,612	

- ※1 自主事業は、収入は項目、支出は事業名ごとに記載してください。
自主事業の内訳は、様式第27号の事業ごとに記載してください。
- ※2 管理に係る備品経費は指定管理者が新たに購入する備品に係る経費です。
ただし、経費に指定管理料が充当される備品は、原則として市に所有権が帰属します。
- ※3 指定管理料 (A) = 管理運営経費 (C) - 利用料金収入 (B)

	区 分	積 算 内 訳	合計金額（千円）
事務費・ 管理費 目	報償費	講師等謝金	1,601
	旅費	出張旅費	125
	消耗品費	事務用品、色上質紙、コピー用紙等	1,363
	食糧費	講師用お茶代、昼食等	38
	印刷製本費	参画センター運営、請証告知用チラシ等印刷	687
	燃料費	公用車燃料費	51
	通信運搬費	情報誌等送付郵送料等	710
	手数料	事務手数料、振込手数料	20
	保険料	講座受講生傷害保険	15
	公課費	契約用印紙代、消費税等	8,994
	修繕費	施設小改修費	33
	使用料賃借料	講壇等施設利用料、車両等リース代	4,358
	負担金・補助	全国女性会館協議会費等	82
	間接費	事務局経費	2,578
委託費		・管理業務（機密機・システム保守等） ・調査研究分析業務委託 ・研修学習講師派遣 ・情報誌制作事業の作成 ・相談業務委託等	2,192 千円 2,200 千円 936 千円 1,369 千円 10,258 千円
			16,835

項目		金額
②管理に係る備品購入費		
	・情報収集等事業費の移動運賃・作成 ・相談業務委託等	1,309 千円 10,258 千円

- ※1 人件費には、報酬、賃金、手当のほか、社会保険料、福利厚生費などを含みます。
- ※2 労働時間によって賃金を算定する職員については、1時間当たりの単価を明示してください。
- ※3 間接費を管理運営経費に含める場合は、間接費となる支出項目、間接費の算出根拠や配賦基準を提案書様式第18-2号に詳細に明記してください。
- ※4 委託費には、再委託に要する費用を記述してください。
- ※5 管理に係る備品経費に指定管理料が充当される備品は、原則として市に所有権が帰属します。
- ※6 必要に依じて小区分を設定しても構いません。
- ※7 利用料金収入の見直しに当たって、利用料金の額は現行の条例を前提としてください。

提案書様式第27号（収支予算書）
3 自主事業の収支内訳書（令和7年度）

【自主事業名】

	内 訳	合計金額（千円）
(A) 収入合計		1,101
項	受講料収入	956
目	ホール事業（親子ふれあい2回/国際女性デー1回）	65
	働く女性のためのスキルアップ事業（2回）	55
	ハーモニープラザ施設事業（Y・Z・E・G・P・L・T・E・P・Z・E・M）	25
	働く人のリフレッシュ事業	

	横 算 内 訳	合計金額（千円）
(B) 支出合計		1,101
項	人件費	599
目	・ 常勤職員給与（5人） ・ 職員諸手当（5人） ・ 法定福利費 ・ 退職給付引当金 ・ 非常勤職員賃金 情セ・講座受付@1,151円	302 千円 122 千円 100 千円 14 千円 61 千円
	事務費・管理費	187
	・ 消耗品費 ・ 食糧費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 手数料 ・ 保険料 ・ 公課費	124 千円 2 千円 40 千円 7 千円 3 千円 10 千円 1 千円

	横 算 内 訳	合計金額（千円）
項	委託費	104
目	・ 講師委託料	
	使用料	11
	・ 会場利用料	
	事業費	200
	・ 講師謝金	
	利用料金	
収支 (A)-(B)		0

※1 人件費、事務費・管理費、委託費は、提案書様式第26号と同様に記述してください。
※2 使用料には、自主事業により市に支払う占用料などを記述してください。
※3 事業費には、自主事業による出賃料などを記述してください。
※4 利用料金には、自主事業により支払う当該施設の利用料金を記述してください。
※5 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

